

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年7月27日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	SNS用動画制作業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13020032
(3) 物品委託役務内容	市の重要施策、イベント等の撮影を行い、SNS投稿用動画等を作成・納品するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市内一円
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	単価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	催事・広報>広告・広報 または 催事・広報>ビデオ撮影等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「単価契約入札書（令和2年7月27日公告・SNS用動画制作業務）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1円以上の整数とする。なお、契約単価も同様とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する1円以上の整数とする。ただし、契約単価は、入札書記載の単価に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載すること。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。
- 上記(1)～(5)によらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和2年7月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和2年7月27日～ 令和2年8月19日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和2年7月27日～ 令和2年8月3日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 政策企画部 広報戦略課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館5階） 電話番号 082-420-0919 /ファックス番号 082-422-1395 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和2年8月6日～ 令和2年8月19日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和2年8月17日～ 令和2年8月18日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和2年8月19日 午後1時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場ですぐの入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

S N S用動画制作業務仕様書

1 業務の目的

幅広い世代が利用するS N Sによる情報発信について、動画コンテンツの投稿を強化することで、市民が市政情報に接触する機会を増やすことを目的とする。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

3 履行場所

東広島市内一円

4 業務内容

(1) 動画制作

①内容の決定

動画の内容は、市の重要施策、観光スポット、イベント、地域の祭り、話題の人等、市の魅力や市政に関するものとする。発注者は撮影の対象を決定し、次のとおり受注者に通知する。

撮影を実施する日	受注者への通知
月の1～15日	撮影を実施する日を含む月の前月20日まで
月の16～31日	撮影を実施する日を含む月の5日まで

②撮影・編集

受注者は、必要に応じて撮影対象者又はイベント等主催者と連絡調整を行った上、撮影を行う。

発注者は、特に必要と認めるときは、撮影及び編集作業に立会い、内容について指示することができる。

撮影及び編集に必要な機材等は受注者の負担により準備する。

③形式

映像：ハイビジョン

長さ：最長1分30秒

サイズ：Facebook、Twitter、LINE公式アカウント及びYouTubeでそれぞれ発信できるサイズ（各S N Sで仕様の変更があった場合、その都度対応すること）

容量：200MB以下

ファイル形式：MP4

④効果

字幕、音楽等、必要に応じて効果を挿入すること。ナレーションを挿入する場合は、無音による視聴又は聴覚障害者の利用を想定して字幕を表示すること。

⑤制作数

毎月1～3本程度とし、年間10本を上限とする。

(2) 納品

① SNS投稿用動画データ

撮影の5営業日後までに、電子メール又はファイルストレージサービス等により納品すること。

② 編集前の映像データ

撮影の翌月末日までに、DVDで納品すること。

(3) 業務スケジュール

		発注者	受注者
撮影前月	20日まで	撮影を実施する月の1～15日の撮影対象を決定し受注者に通知	
撮影月	5日まで	その月の16～31日の撮影対象を決定し受注者に通知	
	撮影前日まで		必要に応じて撮影対象者又はイベント等主催者と連絡調整
	撮影日	必要に応じて立会	撮影
	撮影5営業日後	必要に応じて修正指示	SNS投稿用動画データ納品
撮影翌月	末日まで		編集前の映像データ (DVD) 納品

(4) 権利

成果品の著作権は発注者に帰属する。

5 受注者の義務

(1) 受注者は、受注する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。

(2) 受注者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

6 動画の2次使用

(1) 市政の推進のための番組の使用

発注者は、市政の推進のために必要な範囲において、制作した動画及び編集前の映像を使用できるものとする。

(2) 番組使用のための提出物と適正な権利処理

発注者が番組を使用するため、受注者は番組における著作物の著作権、著作隣接権、肖像権など権利処理を適正に行うものとする。

7 契約単価等

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合
入札書記載の単価とする。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合
入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

8 委託料の支払い

本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。ただし、部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

履行区分	支払種別	支払金額
2月までの各月履行分	部分払（部分引渡し）	(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合 契約単価に履行数量を乗じ合計した額に10パーセント（取引に係る消費税及び地方消費税の額）を加算して計算した額とする。 (2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合 契約単価に履行数量を乗じて計算した額とする。
3月履行分	完了払	

9 その他

- (1) この仕様書に記載の事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、決定する。
- (2) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、発注者受注者協議の上、仕様を変更することができる。

10 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 政策企画部 広報戦略課 シティプロモーション推進係

TEL：(082) 420-0919

FAX：(082) 422-1395